

## 気象警報発表時の対応基準について

1. 気象警報が発表された場合は、次のとおり対応する。

|     | 発 表 内 容 | 対 応    |
|-----|---------|--------|
| (1) | 暴風警報    | 原則 閉 館 |
| (2) | 暴風雪警報   |        |
| (3) | 大雨特別警報  |        |
| (4) | 大雪特別警報  |        |
| (5) | 暴風特別警報  |        |
| (6) | 暴風雪特別警報 |        |
| (7) | 大雨警報    |        |
| (8) | 大雪警報    |        |
| (9) | 洪水警報    |        |

2. 上記の警報が発表された場合の対応

発表時点から揖斐川町教育委員会（以下、教育委員会）で協議の上、閉館の判断をする。

また、警報が解除された場合も教育委員会で協議の上、開館の判断をする。

例：午前中に解除された場合、午後から通常開館等

3. 閉館対象となる警報が解除されても、以下の場合、臨時に閉館する場合がある。

- ①施設の被害状況を調査中の場合
- ②施設が被害を受けて利用できない場合（破損・停電等）
- ③施設が避難所となった場合
- ④台風や豪雨が去っても引き続き増水や土砂災害の危険が予想される場合
- ⑤その他、教育委員会が開館すべきでないと判断した場合

4. 利用の取消について

施設が閉館となるため、利用料の返還もしくは利用日の変更手続きを行うことができない。（ただしトレーニングルームの定期利用券の払い戻し等はできない）

5. その他

警報発令時でも、避難所の開設が予定されておらず、また施設の利用がどうしても必要な場合、利用者はその理由や安全対策など、あらかじめ教育委員会に申し出て、教育委員会が妥当と認めた場合、施設を利用することができる。

揖斐川町 指定緊急避難場所・指定避難所（社会教育・体育施設）一覧

| No. | 地区名   | 施設名          |
|-----|-------|--------------|
| 1   | 揖斐川地区 | 北方小学校        |
| 2   |       | 北方公民館        |
| 3   |       | 北和中学校        |
| 4   |       | 大和小学校        |
| 5   |       | 大和公民館        |
| 6   |       | 健康広場         |
| 7   |       | 揖斐川町地域交流センター |
| 8   |       | 揖斐小学校        |
| 9   |       | 揖斐川中学校       |
| 10  |       | 揖斐公民館        |
| 11  |       | 清水小学校        |
| 12  |       | 清水公民館        |
| 13  |       | 小島小学校        |
| 14  |       | 小島コミュニティセンター |
| 15  |       | 脛永公民館        |
| 16  | 谷汲地区  | 谷汲スポーツセンター   |
| 17  |       | 谷汲文化会館       |
| 18  |       | 谷汲小学校        |
| 19  |       | 谷汲中学校        |
| 20  | 春日地区  | 春日小学校        |
| 21  | 久瀬地区  | 久瀬公民館        |
| 22  |       | 公正公民館        |
| 23  |       | 小津公民館        |
| 24  |       | 日坂公民館        |
| 25  | 藤橋地区  | 藤橋公民館        |
| 26  | 坂内地区  | 旧坂内小中学校      |

（附属する体育館を含む）